八.取締役及び監査役の責任免除

当社は取締役及び監査役が、その職務の執行に際し、期待される役割を果たし得る職務環境を整備するため、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当するときは、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定めております。

二.責任限定契約の内容の概要

(イ)社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を、法令で定められた要件に該当するときは、賠償責任を限定することができる旨を定款に定めております。また、当社と社外取締役、社外監査役は、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(口)会計監査人

当社と会計監査人赤坂有限責任監査法人は、受嘱者の会社法第423条第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とするとしております。

ホ、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

(イ)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は子会社に、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、 子会社の取締役会または経営会議に当社役員または従業員が参加しております。

当社は、当社が定める関係会社管理規程において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求めることとしております。

(ロ)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程において、子会社のリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理することとしております。

当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を審議することとしております。

(八)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に 資するため、経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、適宜検討することとしており ます。

当社は子会社に対し、毎年1回以上、定期または臨時に内部監査室による業務監査を行うこととしております。

(二)子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は、子会社のすべての役職員に、当社が定めた「経営理念」の周知を図るとともに、法令、定款、 社内規程、社会一般の規範等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、コンプライアン スを確保するための体制を構築しております。

当社は子会社に、当社が定めた「反社会的勢力の排除」について基本方針を同一の方針として定めるとともに、すべての役職員が反社会的勢力と一切の関係を持たないこと、利用しないことの徹底を図っております。

当社は子会社に対し、当社の内部監査室による内部監査を実施しております。これにより、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を評価並びに改善し、業務執行の適正性を確保しております。

(ホ) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、毎月、常時取締役及び監査役が子会社の取締役会に出席し、審議することとしております。また関係会社の業績を評価し、当社取締役会にて報告することとしております。

当社の経営管理部長及び所管部長が、子会社の指導・育成に努めることとしております。

へ. 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針

当社の独立社外取締役は、独立性を担保するために東京証券取引所が定める独立性基準に加え、法令及び一